

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (署名日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ウガンダ	アチョリ地域国内避難民の再定住促進のための給水計画のための贈与に関する日本国政府とウガンダ共和国政府との間の交換公文	アチョリ地域国内避難民の再定住促進のための給水計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	973,000千円 H29. 8.31まで	H25. 7. 4 カンパラ で (同日)	日本側 皆川 一夫在ウガンダ大使 ウガンダ側 ヲリア・キワスカ財務・計画・経済開発大臣	H25. 7.23 252号
ウガンダ	第三次地方電化計画のための贈与に関する日本国政府とウガンダ共和国政府との間の交換公文	第三次地方電化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,204,000千円 H29. 4.30まで	H25. 7. 4 カンパラ で (同日)	日本側 皆川 一夫在ウガンダ大使 ウガンダ側 ヲリア・キワスカ財務・計画・経済開発大臣	H25. 7.23 253号
ウガンダ	西部ウガンダ地域医療施設改善計画のための贈与に関する日本国政府とウガンダ共和国政府との間の交換公文	西部ウガンダ地域医療施設改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,817,000千円 H29. 9.30まで	H25.11.28 カンパラ で (同日)	日本側 藤田順三在ウガンダ大使 ウガンダ側 ヲリア・キワスカ財務・計画・経済開発大臣	H25.12.26 388号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。